

少年法の「成人」年齢引き下げに反対する会長声明

1 自由民主党が、平成27年4月14日、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げる事等について検討する「成年年齢に関する特命委員会」を開き、少年法改正についての方向性をまとめる考えを示すと報道機関により報じられた。この特命委員会の開催は、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法（平成27年6月17日成立）の附則で「少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされていることに関連した動きである。

2 しかし、法律の適用年齢については、それぞれの制度目的や保護法益等に照らして、法律ごとに慎重に検討すべきである。

選挙権年齢が、民主主義の観点から議論されるべきものであるのに対し、少年法の適用年齢は、罪を犯した若者に対する処遇のあり方の問題であるから、両者を連動させる必要性や合理性はない。

適用年齢を20歳未満とする現行少年法は、その制定過程で犯罪傾向の分析を行い、一般に心身の発達が未熟である20歳未満の者には、刑罰ではなく、保護処分によって教化を施すのが適切であるとの判断のもと、制定されたものであり、これを変更すべき合理的理由はない。

3 また、特命委員会では「続発する少年の凶悪犯罪に対処するために少年法の適用年齢を引き下げるべき」旨の発言があったと報道されている。

しかし、平成16年以降、凶悪事案を含めた少年による犯罪は、おおよそ減少傾向にあるから、少年犯罪が続発しているという認識は、明らかな誤りである。（警察庁「少年非行情勢」平成26年1月～12月）。

4 このような少年犯罪の減少傾向は、現行少年法制の成果ともいえる。

すなわち、20歳未満の少年が犯した刑事事件について、全件が家庭裁判所に送致され、裁判官、家庭裁判所調査官、少年鑑別所技官、付添

人等が、少年の内面及び環境に関する問題点を把握し、これを解決するために様々な教育的な試みを講じている。

少年の抱える問題点によっては、少年院送致処分とされることも少なくなく、保護観察処分となっても、保護司との面会等が義務づけられる。さらに、重大な罪を犯した少年の多くは、裁判員裁判等、成人と同様の刑事裁判を受け、厳しい刑罰に処せられている。

このように、現行少年法は、少年犯罪に対する抑止力をもち、かつ、教育的観点から再犯を防止するという成果を上げてきた。

- 5 しかし、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げた場合、18歳、19歳の少年は、成人の刑事手続で処分されることになり、教育的働きかけの機会が失われる。

その結果、少年の問題点は解決されないままとなり、少年の再犯リスクを高め、かえって治安を悪化させる原因にもなりかねない。

また、検察統計上刑法犯の起訴率が2割を下回っていることからすれば、これまで全件が家庭裁判所送致の対象であった18歳、19歳の少年の事件が、多くのケースで起訴猶予処分となり、少年法の手続に比べて処分が軽くなることも予想されるのである。

- 6 このように、少年法の適用年齢については、安易に選挙権年齢と連動させて議論することはあってはならず、当会は、少年法の適用年齢を引き下げることについて、強く反対する。

平成27年7月8日

茨城県弁護士会

会長 木島 千華夫